

滑 情 審 第 6 号
令和4年3月30日

滑川市長 水 野 達 夫 様

滑川市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 金 川 治 夫

答申書の交付について

滑川市情報公開条例（平成10年条例第26号）第15条第1項の規定に基づく下記の諮問
について、別紙答申書を交付します。

記

諮問番号：令和3年度（処分）諮問第1号

事 件 名：令和3年度公文書不開示決定処分取消請求事件

(別紙)

諮問番号：令和3年度（処分）諮問第1号

答申番号：令和3年度（処分）答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和3年10月19日付滑生第99号により、滑川市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 事案の概要

令和3年10月4日、審査請求人から「JR又は障害防止対策の実施者が令和3年、滑川市において行った、新幹線鉄道の騒音測定に係る文書及び記録」の開示を求める請求があった。

実施機関は、滑川市情報公開条例（以下「条例」という。）第12条の2の手続きに従い、当該公文書に含まれる第三者の情報であるものにつき、当該情報に係る第三者である西日本旅客鉄道株式会社金沢支社（以下「JR」という。）に対して、令和3年10月6日付滑生第102号で公文書の開示に係る意見照会を行った。

JRは、令和3年10月12日付意見書で、当該公文書には個人情報及び事業情報が含まれること、並びに実施機関とのこれまでのやり取りの中で公にしないとの条件で実施機関に提供した情報であることの2点を理由として、開示されると支障がある、と回答した。

実施機関は、JRの回答を参考としたうえで、条例第8条第3号ア及びイを理由として不開示決定し、その旨を令和3年10月19日付滑生第99号により審査請求人に通知した。

審査請求人は、公文書不開示決定通知の理由が理解できないとして、令和3年10月20日以降、実施機関に対し不開示決定通知書の補足説明を3回要求し、実施機関はその都度補足説明を実施した。

審査請求人は、令和3年12月14日付審査請求書を提出した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の要旨

審査請求人は、令和3年10月19日付で実施機関が行った本件処分を取り消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 法人等の正当な利益を害する「おそれ」につき具体的な例を示すこともなく不開示の理由としており、このような処分がまかり通るならば情報公開制度は成り立たない。
- (2) 「公文書の開示を請求する市民の権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し」と定める滑川市情報公開条例第3条の趣旨に反する。
- (3) 法人からの情報は、開示請求人が「知り得た内容と同程度の情報提供」であったとされており、不開示処分は不可解である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、以下のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求める。

- 1 第3 2 (1) については、条例第8条第3号アで、「法人に関する情報であつて、開示することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として認めているところであり、その決定理由に「おそれ」の具体例を示すことを求めている。

なお、環境基準や測定結果などからすると、条例第8条第3号ただし書きにも該当しない。

- 2 第3 2 (2) については、条例第3条は「実施機関は、公文書の開示を請求する市民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。」と規定し、また条例第7条は「実施機関は、前条の規定による公文書の開示の請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次条各号に掲げる情報（不開示情報）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」としている。

当該公文書には条例第8条第3号に規定する不開示情報を含むため、原則開示の例外にあたる。

また、審査請求人は不開示決定が条例第3条の趣旨に反するとしているが、不開示情報が含まれることによる不開示の決定は条例が認めているため、趣旨に反するとは言えない。

3 第3 2 (3)については、法人からの情報提供は、当該住民対応の実施の現場に上梅沢新幹線公害対策協議会（以下、「協議会」という。）のメンバーが立ち会っており、その場で協議会が取得したであろう情報について、法人が公平性の観点から市へ情報提供したものであり、協議会が取得した情報以上のものではないはずである。

審査請求人は、不開示処分は不可解であるとしているが、市が作成した公文書ではない当該公文書について、当該文書を作成した法人が開示に反対意見を提出しているにもかかわらず開示しなければならない理由がない。

4 審査請求人は、令和3年10月19日付不開示決定の取り消しを求めてその理由を3点提示している。実施機関は、条例の規定に従い不開示の決定を行っており、また、第三者であるJRの情報について当該法人の反対を押し切って当該公文書を開示決定することは、これまで新幹線騒音における対応について協力関係を築いてきた実施機関とJRとの信頼関係を損ね、今後の新幹線騒音に対する対応に支障を生じるおそれがあることから、市民の生活環境保全の観点からも適当でない。

5 したがって、審査請求の理由はなく、本審査請求について棄却を求めるものである。

第4 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は以下のとおりである。

令和4年1月14日	実施機関より諮問書を受理
令和4年2月15日	論点整理及び調査審議
令和4年2月25日	審査請求人の口頭意見陳述
令和4年3月24日	調査審議、意見集約

第5 当審査会の判断

1 審査請求人は、第3 2 (2)において、「「公文書の開示を請求する市民の権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し」と定める条例第3条の趣旨に反する。」と主張するが、条例第3条は、条例第8条の各号の規定に該当しない限り公文書を開示しなければならないとし、それ自体開示の例外を認めているので、この規定のみを根拠に開示を認めることはできない。

2 ところで、条例第8条第3号イでは、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件（当該条件を付することがその性質等に照らして合理的であると認められるものに限る。）で任意に提供されたもの」を不開示としている。

(1) 「公にしないとの条件」を付していることは、JRから実施機関に対しての意見書で明らかであり、「当該条件を付することがその性質に照らし合理的であると認められるものに限る。」についても、当該情報の開示が広まることにより、他の地域からの騒音測定への依頼や測定結果の公開請求の拡大など、事業を営むうえでの支障となることから、騒音測定結果をこれまでも開示していないものである。

(2) 非公開を前提として実施機関に提出した情報を実施機関が、一方的に開示するとすれば、提供者の信頼を損なうばかりでなく、将来の協力が得られなくなり事務又は事業に支障を生ずるおそれがある。

(3) なお、「実施機関の要請を受けて」とあることの意味について一言すれば、上記(2)で述べた規定の趣旨からして、求められて任意に提出するという通常の場合を指したにすぎず、要請を受けて提出された場合に限っているものではないと解する。

3 審査請求人は、「法人からの情報は、開示請求人が「知り得た内容と同程度の情報提供」であったとされており、不開示処分は不可解である。」とも主張する。

審査請求人が知り得た内容と同程度の情報であったか否かについては当審査会の判断するところではない。しかし前記条例第8条第3号イの保護法益（情報提供者の信頼）からして、理論上この規定の適用が先行するものであり、仮に同じ情報であったとしても開示することは相当ではない。

4 以上のとおりであり、審査請求人のその余の主張を判断するまでもなく、実施機関の処分は妥当であり、「第1 審査会の結論」記載のとおり答申する。

以上

滑川市情報公開・個人情報保護審査会

会長 金川 治人

委員 渡辺 裕之

委員 川原 啓子

委員 島 絵利香

委員 福田 恒